

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
雲南建設（株） 知事 第1273号	常松 祐子	島根県雲南市加茂町 南加茂550-1	令和6年5月11日から 令和6年6月10日まで (1ヶ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

雲南建設（株）は、雲南市が発注した市道上宇山線舗装修繕において、道路使用許可を得ず公道上において工事を施工していたことから、道路交通法第77条第1項第1号、第119条第2項第7号及び第123号に違反するとして、令和6年3月27日に雲南簡易裁判所より罰金刑の略式命令がなされた。

4. 指名停止措置理由等

同社が罰金刑の略式命令を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2第9号に該当する。

なお、指名停止措置期間は1ヶ月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等及び維持修繕業務等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1ヶ月以上9ヶ月以内